

# 志津川小学校 学校いじめ防止基本方針

## 作成に当たって

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

さらに、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成される必要がある。

本校は、本校の児童の尊厳を保持するため、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定する。

令和2年度

南三陸町立志津川小学校

## I いじめの定義・理解

---

## II いじめの防止

---

### ■基本的な考え方

#### □具体的な措置

- ①いじめについての共通理解
- ②いじめに向かわない態度・能力の育成
- ③いじめが生まれる背景と指導上の注意
- ④自己有用感や自己肯定感を育む

## III いじめの早期発見

---

### ■基本的な考え方

#### □具体的な措置

- ①実態把握，情報共有
- ②体制整備とその点検

## IV いじめに対する措置

---

### ■基本的な考え方

- 1 いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ①児童の安全確保
  - ②組織での対応
  - ③警察との連携
- 2 いじめを受けた児童又はその保護者への支援
  - ①いじめを受けた児童への対応
  - ②保護者に事実関係を伝える
  - ③教育環境の確保
- 3 いじめた児童への指導又はその保護者への助言
  - ①再発防止
  - ②保護者への助言
  - ③いじめた児童への指導等
- 4 いじめが起きた集団への働き掛け
  - ①「観衆」「傍観者」を作らない指導
  - ②望ましい集団づくり
- 5 ネット上のいじめへの対応
  - ①不適切な書き込みへの対応
  - ②情報モラル教育

## V 組織

---

# I いじめの定義・理解

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法の定義（2条1項）H25年度より】

- 個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童の立場（児童が感じている被害性）に立って行う。
- 「いじめ防止対策推進法」の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童や周辺の状況等にとらわれず、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- インターネット上で悪口を書かれた当該児童が、そのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について、いじめに当たると判断した場合は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

## 【具体的ないじめの様態

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれにされたり、集団に】よる無視をされたりする
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品を要求される
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしながら、警察と連携した対応を取る。

## II 「いじめの防止」

### 基本的考え方

- 安心して学校生活を送ることができる環境形成のため、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業・集団・学校づくりを推進する。
- 未然防止の取組の成果を上げられるように、複数の目で児童の行動の様子を見取ったり、定期的なアンケート調査を実施したりし、職員間で共通理解を図り、手立ての改善に努める。

### 具体的な措置

#### ① いじめについての共通理解

- 職員会議、打合せ、校内研修において、本校児童のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。
- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成していく。また、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に列挙して啓発を図る。

#### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・奉仕活動・交流活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む。
- 日常の学校生活全般をとおして、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- 「いじめ問題を考える活動」など、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴え、互いに触れ合えるような取組を推進する。
- 「いじめゼロ」を目指すために、「みやぎっ子宣言」を受け、児童会で作成した「くろしお宣言」を各教室に掲示し、全校児童に啓発する。
- 正門脇のフェンスに、「あいさつで ころあたため いじめゼロ」の横断幕を掲げ、保護者や地域に啓発している。

#### ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- 学習の理解の状況だけでなく、心情や家庭学習の取組などの家庭環境にも配慮し、どの児童も分かる喜びが味わえる授業づくりに努める。
- 児童が学校生活の中でストレスを感じた場合でも、それを他人に直接ぶつけるのではなく、発散したり相談したりするなどのストレスに適切に対処できる力を育む。
- 「いじめられる側にも問題がある」等の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

#### ④ 自己有用感や自己肯定感を育む

- 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高められるよう努める。
- 自己肯定感を高められるよう、教科指導、特別活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

### III 「いじめの早期発見」

#### 基本的考え方

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候も、いじめではないかとの疑いを持ち、地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。
- 児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

#### 具体的な措置

##### ① 実態把握、情報共有

- 授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の児童の様子に目を配る。
- 「学校生活についてのアンケート」毎月1回実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- 放課後などに教育相談の機会を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- P T A総会、学年・学級懇談会、家庭訪問などの機会に、「保護者用のいじめチェックシート」(別紙)の活用やいじめや交友関係に関する話題提供等をおし、保護者から情報を得る。
- いじめに関する情報は、生徒指導記録簿に記載するとともに、教職員全体で共有する。
- 複数の教員や、S C、S S Wが教室に入り、気になる児童について観察する。
- 日頃から保護者・児童との信頼関係を構築するように努める。

##### ② 体制整備とその点検

- 児童や保護者が教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と児童や保護者との信頼関係を築くようにする。
- 教職員が児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、学校のいじめの早期発見の体制が適切に機能しているかなどを「教師用のいじめチェックシート(別紙)」を活用し、定期的に体制を点検する。
- 気になる児童を各学級担任からあげてもらい、スクールカウンセラーが重点的に見回り、声かけをするなど、カウンセラーの効果的な活用が行えるように努める。

# IV 「いじめに対する措置」

## 基本的考え方

- 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関と連携し、対応に当たる。

### 1 いじめの発見・通報を受けたときの対応

#### ① 児童の安全確保

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった際は、真摯に傾聴する。
- いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

#### ② 組織での対応

- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、生徒指導委員会で直ちに共有する。
- 生徒指導委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

#### ③ 警察との連携

- 必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事例の場合、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携して対処する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 2 いじめを受けた児童又はその保護者への支援

#### ① いじめを受けた児童への対応

- いじめを受けた児童には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- 担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。
- 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

#### ② 保護者に事実関係を伝える

- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。
- いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、でき

る限り不安を除去する。

- いじめを受けた児童が不安を感じる時は、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方を正確に伝えて理解を得るように努める。

### ③ 教育環境の確保

- いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるような環境の確保を図る。
- いじめを受けた児童の心理的ケアがさらに必要な場合は、SCやSSW等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

## 3 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

### ① 再発防止

- いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

### ② 保護者への助言

- 事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。
- 今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

### ③ いじめた児童への指導等

- いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている児童のつらさに気付かせる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。
- 心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察等との期間とも連携し、毅然とした対応をする。
- 懲戒等を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

## 4 いじめが起きた集団への働き掛け

### ① 「観衆」「傍観者」を作らない指導

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級活動等で、MAPや構成的グループ・エンカウンターの手法を取り入れた仲間づくり活

動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

## ② 望ましい集団づくり

- いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪を指すものではなく、児童間の関係修復、そして、いじめにはかかわっていない児童を含めて、学級や学年の児童との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。
- 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## 5 ネット上のいじめへの対応

### ① 不適切な書き込みへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めするなど必要な措置を講じる。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### ② 情報モラル教育

- 児童が悩みを抱え込まないよう、仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県24時間いじめ相談ダイヤル」、教育事務所の相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。
- パスワード付きサイトやSNS、無料通話アプリ、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見されにくい。予防としての情報モラル教育を進めるとともに、通信企業や県警の協力による「安全教室」等の取組を行い、児童のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。



# V 組織

## 1 生徒指導委員会の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置は「生徒指導委員会」で検討し、職員会議等の全体会で全職員に周知する。生徒指導委員会は、以下の役割を担う。

- 構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、該当学級担任、とする。
- 学校基本方針に基づき、取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には生徒指導委員会を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

## 2 生活指導連絡協議会（いじめ問題対策協議会）の設置

- 構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、父母教師会会長・副会長・生活指導部長、各学年委員長、主任児童民生委員、警察関係者、とする。
- 年2回実施し、学校と保護者、地域、関係機関との協力体制を確立できるようにする。

## 3 組織での対応の流れ 【別紙】

## 4 重大事態発生に係る調査実施のための組織 【別紙】